

海外渡航者新型コロナウイルス 検査センターについて

令和2年 9 月

海外渡航者新型コロナウイルス
検査センター運営委員会 事務局

1. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)の目的・概要

- 今後、国際的な人の往来が部分的・段階的に再開される中、出張者などが海外渡航する際、渡航先によっては、本邦出国前のPCR検査等陰性証明が入国条件となったり、または、渡航先でのビジネス活動が許される要件となる（ホテル2週間隔離の免除・短縮）。
- 現状では、渡航者は医療機関を「手探り」で探索。

- 渡航予定者に対し、渡航先が求める要件を満たす医療機関においてPCR検査等の予約を行い、陰性検査証明の円滑な取得を支援するため、「**海外渡航者新型コロナウイルス検査センター※**」をウェブサイト上に設置（本年10月目標）。参加医療機関は広く公募（登録要件有）。

※英語呼称: COVID-19 Testing Center for Overseas Travelers, 略称: TeCOT

検査ニーズのマッチング機能

医療機関の検索
予約依頼

渡航予定者



渡航者
検査センター
(バーチャル)

医療機関



検査方式等の情報提供
(※PCR検査、抗原定量検査)

(国際的な動きを見つつ) 陰性証明書のデジタル発行も検討

求められる検査内容は出国・入国で異なる

出国時に求められる検査

- 渡航先の**相手政府が求める陰性証明**が必要（国毎に要件は大きく異なる）
- 主な検査方式は、**PCR検査（鼻咽頭）**
- 出国前72時間・48時間以内等の条件がある国も
(参考) 入国者に対する検査
- 日本が検査方式を決定
- 主に空港内などの検疫で実施
- 唾液による抗原定量検査等が既に認められている

(参考) 経済界からの要望

日本経済団体連合会「新型コロナウイルス感染症と両立する経済活動の再加速に向けて」(2020/7/16) (抜粋)

(1) 感染拡大防止に向けた体制整備

④国境を越えた人の往来への対応

- 早期の出入国再開
- デジタル化等を通じた**効率的で一貫性のある出入国手続き** (陰性証明の取得、健康状態フォローアップ等) **の整備**
- グローバルな経済活動再開に向け、社内診療所の活用等も含め協力

日本商工会議所「活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療機関体制の安定化に向けて」(2020/7/28) (抜粋)

3. 中小企業等のビジネス目的による受検環境整備を

(1) 出入国者への検査体制の強化、陰性証明書の円滑かつ迅速な発給体制の構築

(略) 段階的に**ビジネス目的を優先して拡大される国際的な人の往来再開のボトルネックにならないよう民間検査等も最大限活用**し、主要空港や港湾等における**検査体制の大幅な増強**が求められる。(略) また、出国者への陰性証明については、(中略) **証明書の低コスト化、迅速かつ円滑な発給体制を構築**し、地域の中小企業等が**必要な時に取得できる環境を整備**されたい。

(2) 民間PCR等検査費軽減への支援

(略) **ビジネス目的の検査は、**(中略) **費用も高額**のため、中小企業等が適宜容易に活用できる環境にはない。(中略) ビジネス目的による民間検査が広く地域の中小企業等で活用されるためには、**検査費自体の軽減が必要**である。

(参考) 入国側の状況

- 入国については、9月以降、3空港で、一日あたり10000人程度のPCR検査等を実施する体制が整備される予定。これに伴い、在留資格を持つ外国人への入国・再入国緩和等が実施。
- なお、入国側の検査（検疫）は、高速な抗原定量方式が採用されている（出国側は渡航先国が検査要件を決定）。

加藤厚労大臣会見概要抜粋(7月21日閣議後記者会見)

記者：海外との往来再開に向けて、他国と協議や交渉が進んでいると思いますが、その中で空港検疫の能力をいかに高めていくかということが重要なことだと思います。今現在、空港検疫の検査能力、現状どの程度あって、今後それをどの程度、どのようにして引き上げていくのかお考えを教えてください。

大臣： 今お話がありましたように、これから国際的な人の往来を部分的、段階的に広げていくわけですが、そうした今後の入国者数の増加を見込む中で、私ども空港検疫では、抗原定量検査は非常に短時間で分析ができるというメリットがありますので、その分析機器を大幅に増設し、また、先日無症状の方についても唾液による検査は可能だということを申し上げましたが、唾液による検査を検査体制の基本として能力の向上を図っていきたいと思っています。

具体的には9月中にも1日当たり1万件程度の検査の実施が可能になるよう、検査能力の向上を図っていきたいと思っています。

(参考) 各国・地域の入国制限・隔離措置の状況

令和2年8月31日現在

未定稿

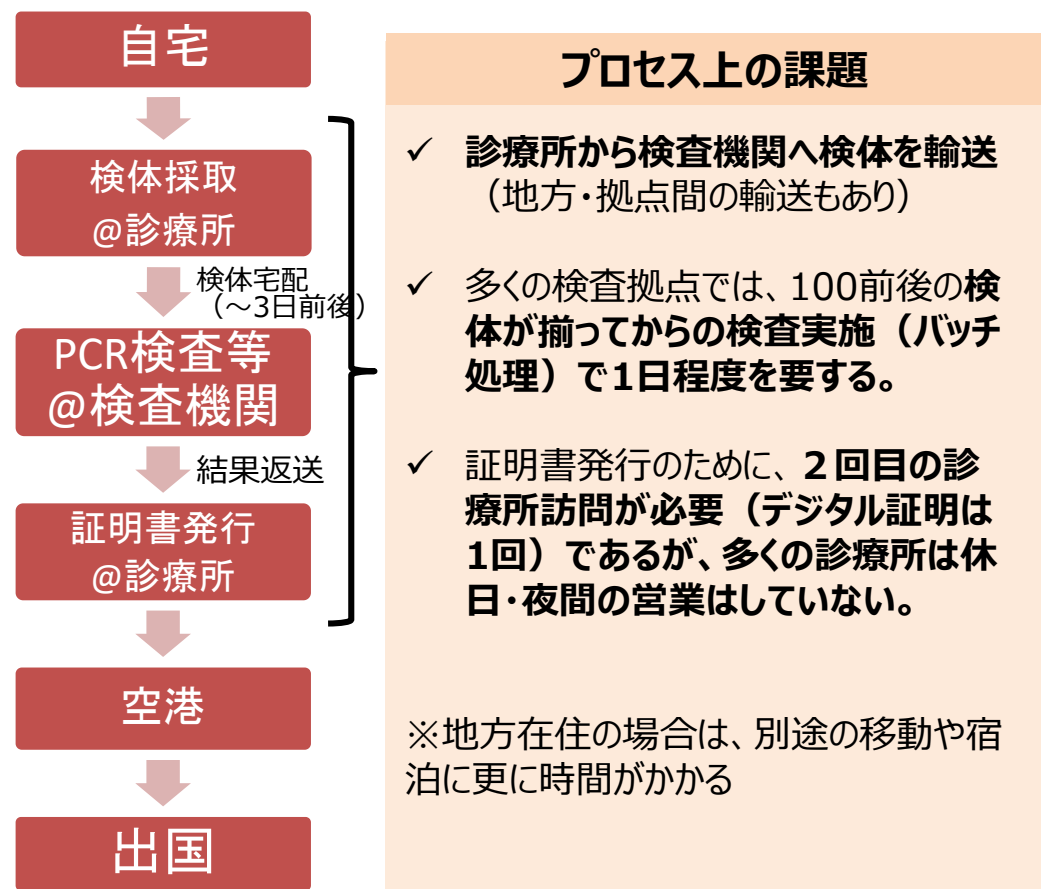
- 各国・地域で入国制限を緩和する動き。入国前の陰性証明等を以て隔離を免除／短縮するケースも。

国・地域	原則	隔離免除／短縮	例外措置の内容
 中国	7/20、中国政府は <u>搭乗前5日以内にPCR検査証明</u> を中国公館が指定した医療機関にて取得し、大使館・領事館から健康状態証明書の発行を受けること等を条件に入国を認めると発表。なお、 <u>入国後14日間等の隔離が必要</u> 。 (条件が整った国から順次開始。現状日本は対象外。)	○ (韓、星等)	重要ビジネス・公務目的の入国について、 <u>搭乗前5日以内のPCR検査証明</u> 等を条件に、入国時のPCR検査結果が出るまでの1～2日間に <u>隔離期間を短縮</u> し、企業による「閉鎖環境管理※」とする措置あり。 ※閉鎖環境管理：受け入れ企業が入国者の往訪先や移動手段等を限定的に管理すること
 韓国	外国人入国は原則禁止。 入国後3日以内のPCR検査・ <u>14日間の隔離が必要</u> 。	○ (中のみ)	中国からの入国の場合、ビジネス関係者等を対象に、 <u>出国72時間前までにを行ったPCR検査による陰性証明</u> 等を条件に <u>隔離期間を短縮</u> （入国後実施のPCR検査陰性結果が出るまでの1～2日間）。
台湾	外国人入国は原則禁止（ビジネス目的を含む一定の目的に限り入境可能）。 <u>14日間の自主隔離が必要</u> 。	○ (日本含む)	ビジネス目的の短期滞在については <u>搭乗3営業日前までのPCR検査陰性証明</u> 等を条件に、 <u>隔離期間を短縮</u> （日本を含む中リスク国からの入国については7日目、低リスク国からの入国については5日目にPCR検査を実施し、陰性であれば隔離終了）。
 シンガポール	短期滞在者（長期査証を有しない者）の入国は原則禁止。 入国者は <u>14日間の自主隔離が必要</u> 。	○ (中のみ)	星からの入国の場合、重要ビジネス・公務目的の入国について、 <u>出国48時間前までにを行った検査による陰性証明</u> 等を条件に自主隔離を短縮（入国後実施のPCR検査陰性結果が出るまでの1～2日間）。
 タイ	外国人入国は原則禁止。入国が認められる場合は出国前72時間以内の陰性証明、14日間の隔離等が必要。	○ (日本とのBTは協議中)	日本からの入国（レジデンストラック）については、 <u>出国72時間以内に発行された、RT（reverse transcriptase）-PCR検査（採取方法は問わない）による陰性証明（チェックイン時提示）</u> を要求。
 ベトナム	外国人入国は原則禁止。入国が認められる場合は出国前72時間以内の陰性証明、14日間の隔離等が必要。	○ (日本とのBTは協議中)	日本からの入国（レジデンストラック）については、 <u>日本が指定した医療機関によって、越入国3日～7日前の間にを行ったrealtime-RT（reverse transcriptase）-PCR検査（鼻咽頭）による陰性証明（チェックイン時提示）</u> を要求。
 豪州	豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住ニュージーランド人を除き入国禁止。（入国可能な場合、14日間の自主隔離が必要。渡航前陰性証明不要。）	×	—
 イタリア	7/31までの期限付きで、日本を含むEU・シェンゲン域外14か国からの入国解禁。 <u>14日間の自主隔離</u> 等が必要。	×	（EU・シェンゲン域内国等からの入国につき、入国前14日以内にE同域外へ渡航履歴がある場合を除き自主隔離不要。）
 ドイツ	日本を含む国に対し、 <u>不要不急の渡航について入国制限</u> （シェンゲン圏域内国・EU勧告に基づく域外8か国は除く）。	(入国可能な場合) ○	（例外的に入国が可能な場合、質が保証された機関から出された入国48時間前の陰性証明があれば14日間の自主隔離は不要。）

2. TeCOTに関する課題と今後の対応

- 実務上、検体採取から陰性証明（書）の取得までに数日間要するケースが存在。多くの渡航先は検体採取後72時間以内の出国を求めるため、これに対応可能な仕組みの整備を促していく必要。
- 検体採取能力の増大も課題（特に、休日・夜間や地方部）。併せて、検査証明のデジタル化の推進（電子証明、利用者スマートフォン・アプリへの通知、検査履歴管理）も必要。
- 今後地方部など需給状況の発信、空港における検査機能の充実などを検討。

従来の検査プロセスは時間がかかる



検査機関の地域的な偏りがある

登録機関の応募状況（7/27-7/31）

ブロック	登録機関数
北海道	2
東北	3
関東甲信越	91
中部	19
近畿	17
中国	4
四国	2
九州	8
小計	146

(参考) 新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査 (7/17厚労省公表資料)

- 今般、都内において無症状者を対象に新型コロナウイルスにかかる検査を行ったところ、唾液を用いたPCR検査、LAMP検査及び抗原定量検査と、鼻咽頭ぬぐい液PCR検査を比較し、高い一致率を確認することができた。
- 厚生科学審議会感染症部会において、上記結果をもとに協議を行った結果を踏まえ、無症状者（空港検疫の対象者、濃厚接触者等）に対して唾液を用いたPCR検査、LAMP法検査及び抗原定量検査を活用することを可能とする。

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査

検査の対象者		PCR検査 (LAMP法含む)		抗原検査 (定量) (6月19日～)		抗原検査 (簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 (症状が消退した者も含む)	発症から9日目以内	○	○ (6月2日～)	○	○	○(※1) (6月16日～)	× (※2)
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△ (※3)	× (※2)
無症状者		○	×→○ (7月17日～)	○	×→○ (7月17日～)	× (※2)	× (※2)

※1：抗原検査（簡易キット）については、発症2日目から9日目以内

※2：検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中、無症状者については共同研究予定。

※3：使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

(参考) ビジネス航空旅客需要の試算例 (2018年ベース/主要国年間推計値)

未定稿

各国ごと

大陸	国・地域	出国日本人		入国外国人			
				短期商用		長期滞在	
東アジア	韓国	347,926	953	356,999	978	142,886	391
	台湾	232,360	637	369,028	1,011	51,029	140
	中国	1,436,460	3,936	126,929	348	308,275	845
	中国（香港）	151,957	416	37,548	103	6,727	18
東南アジア	タイ	260,006	712	40,394	111	22,322	61
	マレーシア	61,943	170	27,355	75	7,812	21
	シンガポール	130,259	357	35,311	97	4,393	12
	ベトナム	129,788	356	37,188	102	130,209	357
(アジア合計)		2,750,699	7,537	1,030,752	2,825	673,653	1,845
大洋州	オーストラリア	23,460	64	33,582	92	11,724	32
	ニュージーランド	4,989	14	7,150	20	2,938	8
北米	アメリカ合衆国	1,054,981	2,890	219,927	603	62,999	173
	カナダ	11,279	31	21,917	60	10,211	28
欧州	フランス	158,259	434	43,224	118	17,743	49
	イタリア	126,892	348	22,166	61	6,354	17
	ドイツ	83,423	229	57,883	159	11,633	32
	スペイン	74,093	203	9,434	26	4,392	12
	英国	33,432	92	54,327	149	19,771	54
	オーストリア	29,947	82	5,008	14	1,339	4
	スイス	28,825	79	6,516	18	1,572	4
	ベルギー	21,717	59	6,648	18	1,367	4
	オランダ	16,592	45	13,456	37	2,246	6

世界合計

出国日本人		入国外国人			
		短期商用		長期滞在	
5,284,059	14,477	1,795,213	4,918	1,000,265	2,740

(出所) 国土交通省「国際旅客動態調査」、日本政府観光局「訪日外客統計」、JTB総合研究所「海外旅行実態調査」「日本出国者数統計」を基にした経産省による試算例。

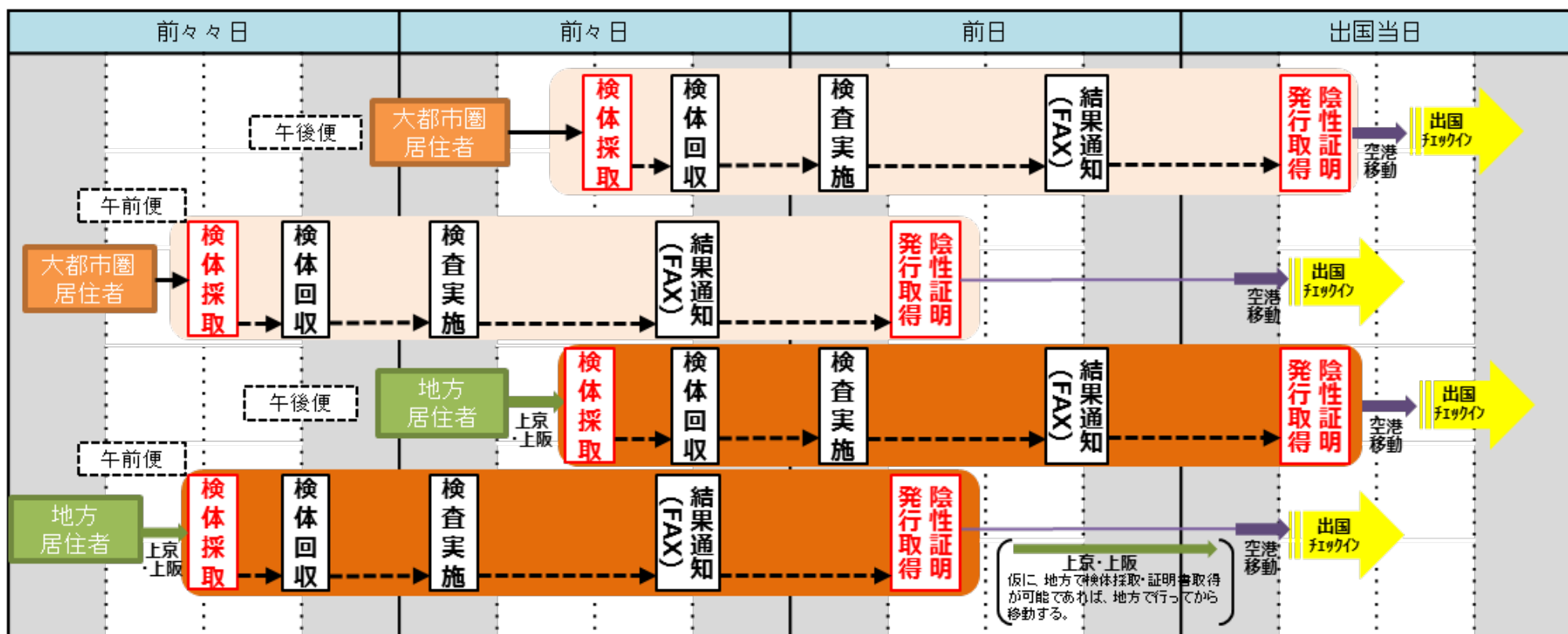
(注) 各欄の右側の赤字は一日当たりの数。出国日本人数について、「各国ごと」はJTB総研調査を基に試算したもので、多地点の旅行でも滞在国別にカウントされることに加え、欧州各国は宿泊者数の数字を取っているため、重複が含まれる。一方で、「世界合計」は、国交省調査における「業務」及び「研修・学会等」目的の渡航者数の合計であり、「各国ごと」の数の和とは一致しない。

(参考) 空港における検査機能の整備

- ビジネス渡航者を含め、通常は、居住地近く又は（出国前に前泊する）都市部でPCR検査等を行うものと考えられる（理由がなければ空港では受検しないことが多い）。他方、都市部で不足する休日・夜間の対応、高速検査機器導入等による極めて短時間での検査が可能となる場合などで、空港での検査のニーズがある。
- 関係省庁で、渡航者のための空港における検査機能の整備について検討。

現状の出国までのフローイメージ例

〔 地方居住者にとり、地元での検査が困難な場合を想定したもの。 宿泊費用負担発生 〕

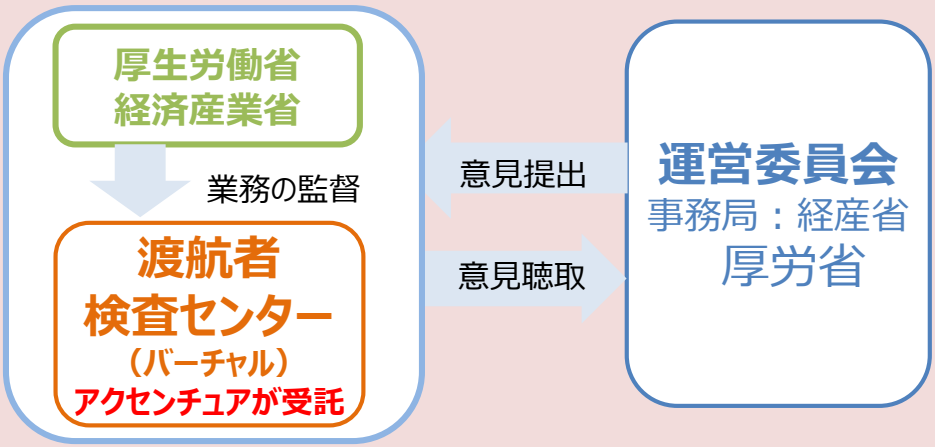


2. TeCOTの運営について (4) 運営委員会の設置

- 医療関係者、経済界関係者、有識者で構成する**運営委員会**を設置（事務局は経産省・厚労省）。①医療機関の品質確保、②利用者、医療機関間の公正な取引の実現、③医療に悪影響を与えないことを前提とした十分な検査能力の確保等を通じた、円滑なセンターの利用の実現等を念頭に、TECOTの運営上、必要な事項を審議・検討。

運営委員会の位置づけ

センターにおける医療機関の品質の維持管理や、諸外国政府に対する品質の保証を行い（医療機関の登録等）、利用者と登録医療機関の間の公正な取引を確保する。



主な検討事項

- ・検査証明を適切に行う医療機関の登録、登録取消し
- ・センターの利用者の範囲の画定及び利用者による検査の予約、検査証明の発行その他の医療機関との取引に関すること
- ・センターの利用を円滑化するための方策又はセンターの管理若しくはセンターの運営に当たって必要な事項

委員メンバー

岩田 太	神奈川大学法学部 教授
大越 裕文	(一社) 日本渡航医学会 理事
●大橋 弘	東京大学 公共政策大学院 院長 大学院経済学研究科 教授
久川 聡	(一社) 日本衛生検査所協会 理事
西谷 和雄	日本商工会議所 国際部長
橋本 省	(公社) 日本医師会 常任理事
丸山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
和田 照子	(一社) 日本経済団体連合会 国際経済本部長

●：委員長

(参考) CommonPassをめぐる国際的な動き

- ロックフェラー財団支援の国際NPO団体「the Common Project」及び、世界経済フォーラム（WEF）が共同で、「CommonPass」イニシアチブを推進。同イニシアチブでは、世界共通の検査結果・ワクチン接種の電子証明書「CommonPass（コモンパス）」の枠組み構築に向けた国際的な議論を主導。我が国も、国際的動向を踏まえつつ、対応を検討する必要。

コモンパスの必要性

非デジタル・国際非互換による課題

- 紙ベースのPCR検査結果証明書の偽造
- 出国72時間以内の検査結果証明への病院・保健所側の対応
- 相手国の検査の信頼性の問題
- 紙記載の固定情報のみの把握
- PCR検査リソースへの負荷
- 紙でのマルチ言語対応
- 国際間のユーザー体験の不一致
- 入国後の追跡が困難
- 修正対応に要する時間とコスト



CommonPass イニシアチブ

- 「the Common Project」とWEFが共同で、「CommonPass」イニシアチブを推進。
- 7月に各国の賛同者（当局、航空会社、グローバル企業）を招集し、8月目標でプロトタイプデザインを計画中。



イニシアチブの共有理念

- 個人が健康データを取得管理し、健康状況を入出国時や旅行時に提示できるようにする
- PCR検査結果やワクチン接種履歴等を含む、さまざまな健康データの取得・管理・提示を可能とする枠組みをつくる